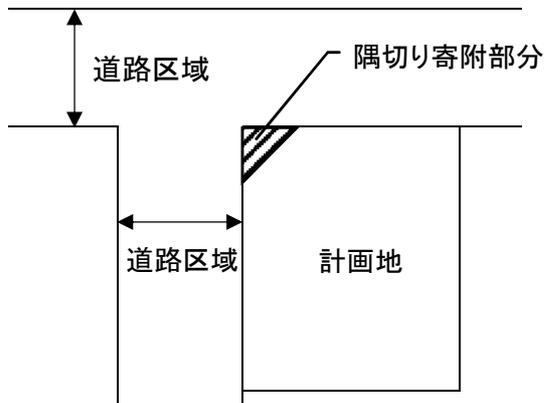


## 角地緩和について(寄付部分の取扱い)

### 【隅切り部分を寄付した場合】

二つの道路に面する角敷地の隅切り部分を寄付したが、道路区域になっていない場合の角地緩和については、下記の条件を満たしている場合、東京都板橋区建築基準法施行細則第40条の公園等と同等に扱うこととする。

- ① 寄付した部分に建築物がなく、道路と一体になっていること
- ② 払い下げ等がないこと



### 【解説】

隅切り部分を寄付したが、区域変更されていない場合、位置付けのない区有地となるが、道路上に整備されているなど、道路と同等の空間がある場合には、公園等とみなして判断する。